

地方創生るもい市民会議設置要綱

(設置)

第1条 人口急減、超高齢化という大きな課題について、本市の特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生するため、地方創生るもい市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、本市の現状の課題やそれを解決するための方向性などを議論し、創生総合戦略の策定に向けた意見を述べる。

(委員)

第3条 市民会議の委員（以下「委員」という。）は、15名以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民団体から選出された者

(2) 公募により選出された市民

3 委員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

(組織)

第4条 市民会議に座長及び座長代行を各1名置く。

2 座長は、委員の互選により選任する。

3 座長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

4 座長代行は、委員の中から座長が指名し、市民会議の同意を得て選任する。

5 座長代行は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて座長が招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 座長は、必要があると認めるときは、会議に関係者を出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 市民会議の庶務は、地域振興部政策調整課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月18日から施行する。